

伊豆の国市企業立地設備投資奨励金のご案内

工場新設などによる設備投資の「固定資産税の1／2相当額」を助成します！

伊豆の国市内において、企業が工場等を新設、増設した場合、及び新たに機械設備等を設置した場合に、取得した建物や機械設備の固定資産税の2分の1に相当する額を奨励金として助成します。

奨励金交付の概要

業種	・ 製造業の工場（植物工場含む） ・ 研究所 ・ 物流施設（運送業、倉庫業等に供する施設含む）
交付要件	【設備投資規模】 ・ 事業規模を拡大するための設備投資額が1億円以上であること。 【雇用増又は生産性向上】 ・ 県内雇用増1人以上又は県内雇用数維持かつ生産性が10%以上向上すること。 【業務開始期間】 ・ 工場等の設置のみの場合 事業着手日（工事契約日、売買契約日）から2年以内に業務を開始すること。 ・ 機械設備等の設置のみの場合 最初の償却資産売買契約日から1年以内に業務を開始すること。 ・ 工場等及び機械設備等の両方の設置の場合 工場等の設置に1年を加えた期間内に業務を開始すること。
交付対象	事業規模の拡大に伴う工場等の家屋及び償却資産に賦課される固定資産税（業務を開始した日以後最初に賦課される固定資産税）
交付額	交付対象の固定資産税の2分の1相当額
交付限度額	500万円



奨励金交付イメージ



【事前協議書の提出】

新築、増築が完了する日又は機械設備等の購入が完了する日まで

工場新設、
増設・
機械設備
等設置

業務開始

固定資
産税を
納付

固定資産
税の1/2
相当額を
交付

【交付指定申請書の提出】

業務を開始する日まで

【交付申請書の提出】

固定資産税を完納した日の属する
年度の翌年度の5月末日まで

【よくあるご質問】

Q 1

静岡県新規産業立地事業費補助金と伊豆の国市企業立地事業費補助金の交付を受けていますが、重複してこの奨励金の交付を受けることはできますか？

A 1

可能です。

Q 2

当該奨励金の交付は複数回受けることはできますか？

A 2

交付回数に制限はありませんので、可能です。

Q 3

いつの固定資産税が助成の対象となりますか？

A 3

業務開始日以後最初に賦課された固定資産税となります。



○静岡県伊豆の国市産業部商工課

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 346-1 あやめ会館1階

TEL: 055-948-1415 FAX: 055-948-2926

URL: <http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp> E-mail: syoukou@city.izunokuni.shizuoka.jp